

# 家畜衛生だより



西部家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会  
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656  
Tel: 043-250-4141 (夜間・休日対応)  
Fax: 043-286-0090  
(公社)千葉県畜産協会

## ゴールデンウィークは防疫対策の強化を！

口蹄疫については、近隣諸国やアジア地域で流行が継続しており、特に韓国では本年3月の牛農場での発生確認後、4月以降も豚農場で発生が続いています。近年、アジア地域からの入国者は一層増加しており、我が国への持ち込みが禁止されている肉製品等を含む入国者の携帯品や国際郵便物等を介して本病が侵入するリスクは非常に高まっています。これから大型連休を迎え、諸外国との人の往来や国内における人の動きが活発化することから、飼養衛生管理を徹底し、防疫対策を強化しましょう！

また、暖かい季節となり、吸血昆虫が増加する時期を迎えています。昨年11月に日本で初めて確認されたランピースキン病の発生リスクも高まりますので吸血昆虫対策をしっかりと行いましょう。

### ウイルスの侵入を防ぐため、下記事項の徹底を！

#### 1 海外渡航の自粛と畜産物の持ち込み禁止

アフリカ豚熱、口蹄疫の発生地域や非清浄地域への渡航は自粛しましょう。これらの地域から外国人技能実習生を受け入れている場合、携帯品や国際郵便による畜産物の持ち込み禁止の周知を徹底してください。



#### 2 農場内へ部外者をいれない、不要なものは持ち込まない

#### 3 立入者の衣服交換、手指消毒の徹底

衛生管理区域に入る人は、専用衣服と長くつを着用し、手指消毒を徹底しましょう。



#### 4 野生動物侵入防止のため防鳥ネットの設置

#### 5 消毒薬の適正使用

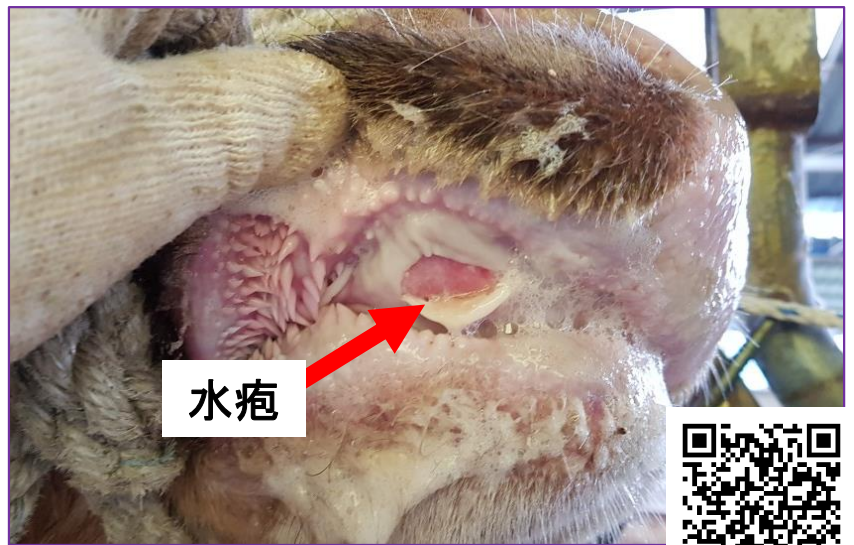
適正な濃度の消毒薬の使用を！  
踏み込み消毒槽は、汚れた時だけでなく1日に1回は必ず交換しましょう。

#### 6 毎日の健康観察→早期発見、早期通報

異常を認めたら、ただちに家畜保健衛生所まで通報してください！

## 口蹄疫の特定症状

疑わしい症状がありましたら、直ちに通報を！

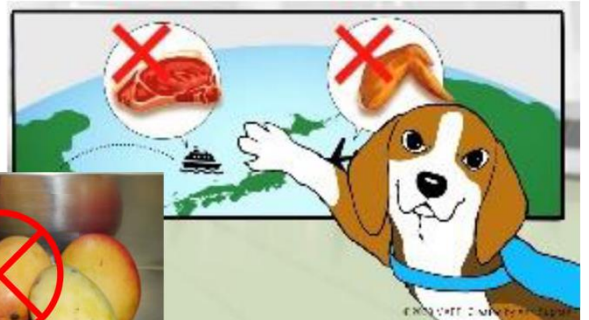


○口蹄疫に関する情報

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_fmd/index.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html)

### 来日するあなたへのお願い

肉製品や果物・野菜等は日本に持ち込めません！



- ・国際郵便でも送れません。母国の家族や知人に国際郵便で肉製品や果物・野菜等を送らないように伝えてください。(国際郵便で検査を受けていない肉製品、果物・野菜等を受け取った場合は動物検疫所又は植物防疫所に御連絡ください。)
- ・海外で使用した汚れた作業着、作業靴、長靴は持って来ないでください。
- ・日本に来る前1週間以内に、海外の家畜に触れないでください。また、日本に来てから1週間は、家畜に触れないでください。

・海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。  
・日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金等)の対象になります。  
・悪質な持込みと判断したら警察に通報します。  
・違法な持込みにより、逮捕された人もいます。  
・輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。



農林水産省



動物検疫



植物防疫

定期報告書の提出がまだの方は、早めにご提出ください。

異常発見時は 千葉県西部家畜保健衛生所まで！

TEL. 043-250-4141 (夜間・休日転送)

FAX. 043-286-0090